

専決処分の報告について
(清掃事業用直営車両の事故に係る示談処理)

1 事故の概要

令和5年7月8日(土)午前11時10分頃、若木一丁目1番14号付近道路上において、区のふれあい指導軽自動車車両が下り坂の狭小路地にて対向車とすれ違う際、道を譲るため路肩に乗り上げて停車した。相手車両は近づいたが、すれ違うことができなかったため、区車両はバックしようとして、ギアをドライブ(D)からバック(R)に入れる際、ニュートラル(N)の通過時にブレーキから足を離してしまい、下り坂のため車両が前進して、相手方車両に接触した。

2 損害の程度

- (1) 相手側 運転席側ドアに傷、ゆがみ
- (2) 区側 バンパー、ウインカーに傷(修理なし)

3 示談の相手方 板橋区前野町在住の男性

4 損害賠償額 144,203円

5 示談成立日及び専決処分の日 令和6年3月21日

6 示談の処理

示談金として金144,203円を支払う。

区の契約先損害保険会社を通じて、相手方から区に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、今後裁判上並びに裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求及び訴の提起等を行わないとする「損害賠償に関する承諾書(免責証書(物損用))」の提出を受け示談した。

7 損害賠償金の支払

賠償額は全額、区が契約している自動車損害賠償責任保険から支払われる。

8 事故防止策の実施

事故の状況について、朝ミーティングにて情報共有し、安全意識の向上を図った。

また、毎年、所内で行っている警察署員を講師とした交通安全講習会において、本事例を研修の題材とし、危険予知の重要性、注意喚起を図った。

今後も事故防止の指導を徹底し、事故の発生防止に努めていく。